海外出張報告書

出張目的: IASB 会議(2019年7月) 傍聴

日 時: 2019年7月22日(月)、23日(火)、24日(水)、25日(木)

場 所: ロンドン IASB 本部

出 張 者: 企業会計基準委員会 専門研究員 牧野 めぐみ

IASB 会議(2019年7月)傍聴報告

日時: 2019年7月22日(月)、23日(火)、24日(水)、25日(木)

スケジュール:別紙参照 場所:ロンドン IASB 本部

2019年7月22日、24日及び25日において、英国ロンドンのIFRS 財団事務所にて、 国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)のボード会議が開催された。7月のIASB ボード会議では、以下の項目が議論された。

- 中小企業向け IFRS 基準の見直しとアップデート
- 適用に関する事項—IFRIC アップデート
- 負債の流動又は非流動への分類(IAS 第1号「財務諸表の表示」の修正)
- のれん及び減損
- 経営者による説明
- 共通支配下の企業結合
- 資本の特徴を有する金融商品
- 料金規制対象活動
- 開示に関する取組み- 的を絞った基準レベルでの開示のレビュー
- 基本財務諸表
- IBOR 改革及びその財務報告への影響
- 動的リスク管理

さらに、IASBと米国財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)は2019年7月23日に合同の教育セッションを開催した。合同の教育セッションでは、以下の項目が議論された。

- セグメント報告
- 基本財務諸表/財務業績報告
- 資本の特徴を有する金融商品/負債と資本の区別
- IBOR 改革
- のれん及び減損/識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理
- 開示に関する取組み/開示フレームワーク
- 適用
 - ▶ 収益
 - ▶ リース

以下は、IASB ボード会議の報告を中心とし、IASB と FASB の合同の教育セッションについては、議論された論点を参考として報告する。

【7月22日(月)】

中小企業向け IFRS 基準の見直しとアップデート

(背景)

IASB は、定期的に中小企業向け IFRS 基準の包括的レビューを行うこととしている。前回の包括的レビューによる改正基準の発効(2017 年 1 月)から 2 年経過したことを受け、包括的レビュー(以下「2019 年レビュー」という。)に関する議論を行っている。これまでの議論において、中小企業向け IFRS 基準を、これに組み込まれていない新規の IFRS 基準及び IFRS 基準の修正と整合させるかどうか及び整合させる場合の方法について「情報要請」(Request for Information、以下「RFI」という。)で見解を求めることが暫定決定され、IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 13 号「公正価値測定」、IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」、IFRS 第 16 号「リース」の個別検討が行われた。

(今回の会議における主な論点)

今回の会議では、引続き、次の IFRS 基準及び修正に中小企業向け IFRS 基準を整合させるかどうか及び整合させる場合の方法について、RFI において、意見を求めるべきか否かを審議した。

- 1. IFRS 第 3 号「企業結合」
- 2. IFRS 第 10 号「連結財務諸表」
- 3. IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」
- 4. IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」
- 5. IFRS 基準の修正及び IFRIC 解釈指針

(主な暫定決定事項)

今回の会議では、上記の各項目についてそれぞれ次のように暫定決定された。

- 1. IFRS 第 3 号「企業結合」
- (1) 中小企業向け IFRS 基準を IFRS 第3号と整合させること、及び、次の点について、RFI の中で意見を求めることを暫定決定した。
 - a. 段階取得に関する要求事項を導入し、導入する場合には、要求事項を IFRS 第 3 号と整合させること
 - b. 取得関連コストを取得時に費用として認識すること
 - c. 条件付対価を当初認識時に公正価値で測定することを要求すること。また、 過大なコスト又は労力が生じる場合の免除規定を条件付対価の公正価値の 測定にも適用すること
 - d. 事業の定義を整合させること

- (2) 次の点については、中小企業向け IFRS 基準の要求事項の修正を意図していない旨を RFI において明確にすることを暫定決定した。
 - a. 非支配持分を公正価値で測定する選択肢を導入すること
 - b. 企業結合で取得した無形資産の認識規準を変更すること
 - c. 集合的な人的資源の認識禁止を明確化すること
 - d. 再取得した権利に関しての追加的なガイダンスを提供すること
- 2. IFRS 第 10 号「連結財務諸表」
- (1) 中小企業向け IFRS 基準を IFRS 第 10 号と整合させること、及び、次の点について、RFI の中で意見を求めることを暫定決定した。
 - a. 中小企業向け IFRS 基準の第9章における支配の定義を IFRS 第10号と整合 させること
 - b. 企業が投資先に対する直接のパワーを議決権のみから有している場合に企業が投資先を支配しているという推定を維持すること
- (2) 投資企業の会計処理についての例外については、中小企業向け IFRS 基準への 導入を意図していない旨を RFI において明確にすることを暫定決定した。
- 3. IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」
- (1) 中小企業向け IFRS 基準を IFRS 第 11 号と整合させることを意図していない旨 を明確化することを暫定決定した。
- 4. IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」
- (1) 中小企業向け IFRS 基準を IFRS 第 15 号と整合させるための 3 つのアプローチ、 具体的には次の点について、RFI の中で意見を求めることを暫定決定した。
 - a. RFI において示すべき 3 つのアプローチを次のとおりとすること
 - i. 代替案 1 中小企業向け IFRS 基準の第 23 章の全体的な見直しは行わず、第 23 章と IFRS 第 15 号の適用結果の明確な差異を除去するように修正する。
 - ii. 代替案 2 一 第 23 章を全面的に書き直し、IFRS 第 15 号の原則及び文言を反映する。
 - iii. 代替案 3 ―第 23 章の修正を 2019 年レビューから省く。
 - b. 代替案1を選好するアプローチとして識別すること
 - c. 代替案1又は代替案2を採用して公開草案に進む場合に、移行日現在で進行中であるか又は移行日後所定の期間内に完了予定である契約について、現行の収益の会計処理の継続を認める移行時の救済措置を提供すべきかどうか。

- 5. IFRS 基準及び IFRIC 解釈指針
- (1) 中小企業向け IFRS 基準に組み込まれていない IFRIC 解釈指針及び IFRS 基準の 修正と整合させることに関するスタッフ提案をレビューし、これらの提案について、RFI の中で意見を求めることを暫定決定した。

(今後の予定)

中小企業向け IFRS 基準をこれに組み込まれていない IFRS 基準と整合させるかどうか及び整合させる場合の方法について、2019 年の 9 月の会議で引き続き議論を行う予定である。

適用に関する事項ーIFRIC アップデート

IASB は、IFRS 解釈指針委員会の 2019 年 6 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は「IFRIC Update」で公表されており、IASB は何も決定を求められていない。

負債の流動又は非流動への分類 (IAS 第1号「財務諸表の表示」の修正)

(背景)

IASB は、2015年2月に公開草案「負債の分類」(IAS 第1号「財務諸表の表示」の第69項から第76項の修正)を公表している。本公開草案は、報告期間の末日現在で報告企業が決済を延期する権利を有するかどうかを基礎として、負債の流動又は非流動への分類を決定することを明確化することを主な目的としている。

IASB は、2018 年 9 月の会議から議論を再開し、基準修正に向けた議論が続けられている。

(今回の会議における主な論点)

今回の会議では、残った次の2つの論点が議論された。

- 1. 持分決済要素のある負債
- 2. 経過措置及び早期適用

(主な暫定決定事項)

1. 持分決済要素のある負債

IAS 第1号の第69項(d)は、負債の流動又は非流動の分類に関して、「相手方の選択で資本性金融商品の発行により決済される可能性のあるものであっても、

分類に影響を与えない。」と規定している。

IASB は、この規定は、複合金融商品の資本部分として、負債とは区分して認識される相手方の転換権のみに適用されることを明確化するように IAS 第1号を修正することを暫定決定した。企業自身の資本性金融商品の移転により決済される可能性があるその他の負債の条件は、当該負債の流動又は非流動への分類に影響を与える。

2. 経過措置及び早期適用

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- (1) 本修正を IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡 及適用することを要求すること
- (2) IFRS の初度適用企業に対する免除は設けないこと
- (3) 本修正の早期適用を認めるが、早期適用する企業は、その旨を開示すること

(今後の予定)

今後の会議で、本プロジェクトに関するデュー・プロセス手続のレビューを行い、書面投票プロセス開始の許可をスタッフに与えるかどうかを決定し、発効日を決定する予定である。

のれん及び減損

(背景)

IASB は現在、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューの結果に対応するリサーチ・プロジェクトを進めており、2018年7月の IASB ボード会議において設定された次の目的に沿って検討を行っている。

- 企業結合がよい投資判断であったかどうか、及び、取得された事業が期待どおりに業績を上げているかどうかを財務諸表利用者がより効果的に評価できるように、企業結合に関する開示の改善を追求すること
- のれんの会計処理の簡素化として償却の再導入や年次の定量的な減損テスト の免除の可能性を検討すること
- 使用価値の計算方法の改善を追求すること

このうち、2つ目の目的に関連するのれんの事後の会計処理に関して、今後、公表が予定されるディスカッション・ペーパーに記述される IASB の予備的見解として、2019年6月の IASB ボード会議では、のれんの償却を再導入する提案を開発せず、現行の減損のみのモデルを維持すべきであるという見解に至った。しかし、14名の IASB ボードメンバーのうち、8名のみがこの決定に賛成し、6名が反対したことから、ディスカッ

ション・ペーパーでは両方のアプローチの主張を記述することが暫定決定されている。

(今回の会議における主な論点)

今回の会議では、公表すべき協議文書の種類、デュー・プロセス、及びコメント期間 について議論が行われた。

(主な暫定決定事項)

- 1. 本リサーチ・プロジェクトの次の段階としてディスカッション・ペーパーを公表することを暫定的に決定した。
- 2. IASB は、本プロジェクトについて実施したデュー・プロセスの手続をレビュー し、適用されるデュー・プロセスの手順に準拠してきたことを確認し、書面投 票のためにディスカッション・ペーパーの作成をスタッフに指示した。
- 3. ディスカッション・ペーパーのコメント期間を 180 日とすることを暫定決定した。

経営者による説明

(背景)

IASB は、広範な企業報告 (wider corporate reporting) の分野への貢献のために 2017 年 11 月に、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」(以下「PS 第 1 号」という。) の改訂に着手した。本改訂プロジェクトは、次の 3 つのストリームに分けて検討が行われている。

ストリーム1:経営者による説明の報告の目的及び原則

ストリーム2:業績、状態及び進展 (progress)

ストリーム3:事業モデル、戦略、営業環境及びリスク

(今回の会議における主な論点)

今月の会議では、ストリーム1における次の点について議論が行われた。

- 1. 改訂後の PS 第 1 号に含めるべき有用な財務情報の質的特性に関するガイダンスの開発に対するアプローチ
- 2. 目的適合性及び重要性についての判断の行使に関して、改訂後の PS 第 1 号に 含めるべきガイダンス

(主な暫定決定事項)

- 1. 改訂後の PS 第 1 号に含めるべき有用な財務情報の質的特性に関するガイダンスの開発に対するアプローチに関して、次のスタッフのアプローチが提供されたが、IASB は何も決定を求められなかった。
- (1) 「財務報告に関する概念フレームワーク」における記述に基づいて、各質的特性についての簡潔な記述を含める。
- (2) 経営者による説明に含める情報の性質によりガイダンスが必要とされる場合には、特定の質的特性の考慮に関しての具体的なガイダンスを設ける。
- 2. 目的適合性及び重要性についての判断の行使
- (1) 改訂後の PS 第 1 号に、経営者による説明を作成する際の重要性の判断の行使 に関して次のようなガイダンスを導入することを暫定的に決定した。
 - a. 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」(重要性の実務記述書)のガイダンスの主要な要素をPS第1号に取り込み、必要に応じて、重要性の実務記述書におけるより詳細なガイダンスへの相互参照を行って補強する。
 - b. 経営者による説明の性質が財務諸表の性質とは異なることにより必要である場合には、追加的なガイダンスを提供する。
 - c. 重要性のプロセスの説明、特に重要性のある情報の識別に焦点を当てる。
- (2) 改訂後の PS 第 1 号における重要性のある情報の識別に関するガイダンスを次のとおりとすることを暫定的に決定した。
 - a. PS 第 1 号における経営者による説明の要素(内容要素)のガイダンスは重要な情報を識別するための一般的な源泉であるとする。
 - b. 重要性のある情報を識別する際の主要な利用者の一般的な情報ニーズの考慮に関して、次のようなガイダンスを示す。
 - i. 重要性のある情報の識別と経営者による説明の目的との間の明示的な 関連付けを行う。経営者による説明の目的は、企業の将来の正味キャッ シュ・インフローの見通し及び企業の経済的資源に対する経営者の受託 責任の評価にあたって有用な情報を提供することである。
 - ii. 経営者による説明に記載が必要となり得る事項を経営者が識別するために役立つ可能性のある実務上の情報源を記述する。
 - c. 一環性のある説明 (coherent narrative) を提供するために、それぞれの事項に関してどのような情報を各内容要素において提供すべきかを経営者がどのように検討するのかを記述する。
- (3) 改訂後の PS 第 1 号に、経営者に次のことを促すような重要性のプロセスの他の手順についてのガイダンスを含めることを暫定的に決定した。
 - a. 重要性の判断を行う際の定量的要因の評価においては、影響の大きさだけで

なく、事象が生じる確率を考慮すること

- b. 経営者による説明に企業が含めるべき情報の評価に関して、適切な集約レベルを考慮すること
- c. 経営者による説明における情報構成においては、異なる情報の間の関連付け を強調すること

(今後の予定)

IASB は、忠実な表現の基本的な質的特性及び補強的な質的特性についてのガイダンスについて今後の会議で議論する。経営者による説明の諮問グループの追加の会議が2019年12月に行われるため、この追加の会議からのインプットを検討するための時間を考慮し、公開草案の公表は、2020年の前半から後半に変更された。

共通支配下の企業結合

(背景)

IFRS 第 3 号「企業結合」の適用範囲に含まれていない共通支配下の企業結合(以下「BCUCC」という。)の会計処理について、2020 年上半期中にディスカッション・ペーパーを公表する方向で議論を行っている。2018 年に行われた IASB ボード会議では、移転先企業の非支配株主に影響を与える一部の BCUCC について議論が行われ、2019 年前半の IASB ボード会議では、完全支配下の企業間の BCUCC を前提とした①移転先企業の融資者及び他の債権者、及び②潜在的な投資者の情報ニーズに関する議論が行われた。

(今回の会議における主な論点)

今回の IASB ボード会議では、次のことに関して議論が行われた。

- 1. 移転先企業の非支配株主に影響を与える取引と非支配株主に影響を与えない 取引に関して BCUCC の結合企業に対する潜在的な投資者の情報ニーズ
- 2. 本プロジェクトの範囲に含まれる取引に対する代替的な測定アプローチの適 用方法及び IASB が当該アプローチを開発する際に考慮が必要となる項目

(主な暫定決定事項)

今回の IASB ボード会議では、特段の決定は求められておらず、決定事項はなかった。

(今後の予定)

本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法についての議論を継続する。

【7月24日(水)】

資本の特徴を有する金融商品

(背景)

IASB は、2018 年 6 月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を公表し、合計 128 通のコメントを受領している。2019 年 6 月の会議においては、ディスカッション・ペーパーの第 2 章から第 5 章に対して寄せられたコメントが紹介された。

(今回の会議における主な論点)

ディスカッション・ペーパーにおける次の各章に対して寄せられたコメントが紹介された。会議では何らの決定も求められておらず、決定事項はなかった。

● 第1章:目的、範囲及び課題

第6章:表示第7章:開示

● 第8章:契約条件

(今後の予定)

本プロジェクトの方向性について議論を行う。

料金規制対象活動

(背景)

IASB は、2012 年 9 月に料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデル(以下「モデル」という。)の開発を進めている。

2014 年 4 月には、当該プロジェクトの完了時まで適用することとなる規制繰延勘定の会計処理に関する暫定基準となる IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を公表している。

当該プロジェクトでは、2020年第1四半期に公開草案を公表する予定となっている。

(今回の会議における主な論点)

規制資産及び規制負債について開発中のモデルに関して、これまでの IASB ボード会議で示された質問及びスタッフが追加で識別した事項に関する追加的な分析について議論が行われた。

(主な暫定決定事項)

1. モデルと IFRS 第 3 号「企業結合」との相互関係

IFRS 第 3 号の認識及び測定の原則の例外として、企業結合で取得した規制資産及び引き受けた規制負債をモデルの認識及び測定の原則に従って認識し測定すべきであると暫定的に決定した。

2. モデルの適用

企業が次の状況にある場合におけるモデルの適用方法について議論したが、 IASB は何も決定を求められなかった。

(1) 規制上の合意の期間が、顧客に課される将来の料金を通じて、規制資産が回収されるか又は規制負債が履行される期間よりも短いか又は短い可能性がある場合

この状況に関して、IASB はスタッフに、今後のボード会議での議論のために追加の分析を実施するよう依頼した。

- (2) 財務報告日において、企業がボーナスを受ける権利を得る(又はペナルティの 支払義務が生じる)かどうかが未確定である場合
- 3. 協議文書:公開草案かディスカッション・ペーパーか IASB は、本プロジェクトについての協議文書は、IFRS 第14号「規制繰延勘定」 を置き換える新しい基準の公開草案とすべきであると暫定決定した。

4. 影響分析

IASB は、本プロジェクトの全体を通じて、暫定的な決定を行う際にモデルの可能性の高い影響を検討してきた。今回の会議で、IASB はそれらの可能性の高い影響の要約をレビューした。

IASB は何も決定を求められなかった。

5. デュー・プロセス及び書面投票プロセス開始の許可

IASB は、モデルを開発する際に行ったデュー・プロセスの手順をレビューした。 適用されるデュー・プロセスの手順に準拠してきたことに納得したことを確認 し、IASB スタッフに書面投票のために公開草案を作成するよう指示した。本公 開草案について 120 日のコメント期間を設定することも暫定決定した。1名の IASB メンバーが、公開草案における提案に反対票を投じる予定である。

(今後の予定)

IASB スタッフは、次の論点について 2019 年 9 月に IASB と議論する予定である。

1. モデルの適用に関して、上記2(1)に関する詳細な分析

- 2. これまでに扱ったものに加えて、IFRS 基準との他の相互関係の分析
- 3. 経過措置
- 4. 他の IFRS 基準の修正

IASB は、公開草案を 2020 年第1 四半期に公表する予定である。

開示に関する取組み-- 的を絞った基準レベルでの開示のレビュー

(背景)

IASB は、2018 年 3 月の IASB ボード会議において、優先順位が高い開示の主要な問題点の解決のために、開示要求における的を絞った基準レベルのレビューを行うこととした。

本プロジェクトは、次の手順に沿って進められている。

- (1) 開示に関する要求事項の開発及び文案作成の際に IASB 自身が使用するためのガイダンス (以下「IASB のためのガイダンス」) を開発する。
- (2) 「IASB のためのガイダンス」をテストするにあたり、対象となる IFRS (IAS) 基準を1つ又は2つ選定する。
 - → IAS 第 19 号「従業員給付」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」が選定された。
- (3) 上記(2)で識別した基準に対し、「IASB のためのガイダンス」を適用してレビューを行うことにより、当該ガイダンスをテストする。
- (4) レビューの結果、上記(2)で識別された基準に対する修正が必要と認められた 場合には、公開草案を公表してフィードバックを求める。

現在は(3)の段階であり、IASB スタッフは、「IASB のためのガイダンス」に基づいて、 財務諸表の利用者に対するアウトリーチ等を実施し、フィードバックを基にして、IAS 第 19 号及び IFRS 第 13 号における開示目的及び開示目的を達成し得る情報の識別を行っている。

(今回の会議における主な議論の内容)

今回のIASBボード会議では、IAS第19号における開示目的の修正について議論した。

(主な暫定決定事項)

- 1. IAS 第 19 号の開示目的:確定給付制度
- (1) ハイレベルの、多様な状況に対応できる開示目的

IASB は、確定給付制度について、ハイレベルの多様な状況に対応できる開示目的を IAS 第 19 号に含めることを暫定的に決定した。このような目的は、とりわけ、具体的な開示目的を満たすために提供される情報の集約及び分解を扱う。

(2) 具体的な開示目的

IASB は、IAS 第 19 号に詳細かつ具体的な開示目的を含めることを暫定的に決定した。これらの目的は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにするための情報の開示を企業に要求することになる。

- a. 確定給付制度から生じた企業の財務業績計算書、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書上の金額及び当該金額の内訳
- b. 次の事項
 - i. 企業の確定給付制度によって提供される給付の性質
 - ii. 当該制度によって企業が晒されるリスク (特に投資リスク) の性質及び 程度
 - iii. 当該制度及び関連するリスクの管理についての企業の戦略
- c. 確定給付制度債務から生じる期待将来キャッシュ・フロー及び当該キャッシュ・フローの性質
- d. 新規の加入者に対して閉鎖された制度の加入者に対して支払が引き続き行われ、企業が義務を有している期間
- e. 確定給付制度債務を算定する際に用いた重要な数理計算上の仮定
- f. 報告期間の期首から期末までの確定給付負債(資産)の純額の変動要因 IASB は、文案作成の際にこれらの決定を表現する最善の方法を考慮するよう IASB スタッフに指示した。
- (3) 利用者のその他の情報ニーズ

IASB は、次に関する財務諸表利用者の情報ニーズを扱うための具体的な開示目的を開発しないことを暫定的に決定した。

- a. 確定給付制度の評価に関して IAS 第 19 号で要求されている評価に対する代替的な評価
- b. さまざまな仮定に対する確定給付制度債務の感応度
- c. 将来の確定給付制度債務の予測
- 2. IAS 第 19 号の開示目的一確定給付制度以外の従業員給付制度
- (1) 確定拠出制度

IASB は、確定拠出制度が企業の財務業績計算書及びキャッシュ・フロー計算書にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を開示することを企業に要求する、ハイレベルの多様な状況に対応できる開示目的を IAS 第 19 号に含めることを暫定的に決定した。

(2) 複数事業主制度及びグループ制度

IASB は、次の暫定決定を行った。

a. 複数事業主制度又はグループ制度を確定給付制度として会計処理する企業

は、確定給付制度についての開示目的に準拠する。

b. 複数事業主制度を確定拠出制度として会計処理する企業は、確定拠出制度に ついての開示目的に準拠すべきである。

IASB は、複数事業主制度又はグループ制度に対する負担分を、確定拠出制度であるかのように会計処理する企業は、次に準拠すべきであると暫定的に決定した。

- a. 確定拠出制度についての開示目的
- b. 財務諸表利用者が次のことを理解できるようにするための情報を開示する ための具体的な開示目的
 - i. 確定給付制度で提供される給付の性質
 - ii. 当該制度によって企業が晒されるリスク (特に投資リスク) の性質及び 程度
 - iii. 当該制度及び関連するリスクの管理についての企業の戦略

(3) その他の従業員給付

IASB は、ハイレベルの多様な状況に対応できる開示目的を IAS 第 19 号に含めることを暫定的に決定した。このような目的は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにするための情報の開示を企業に要求することになる。

- a. 解雇給付及びその他の長期従業員給付の性質
- b. それらの給付が企業の財務業績計算書、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書にどのように影響を与えるか

IASB は、短期従業員給付が企業の財務業績計算書及びキャッシュ・フロー計算書にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を開示することを企業に要求する、ハイレベルの多様な状況に対応できる開示目的を IAS 第19 号に含めることを暫定的に決定した。

(今後の予定)

IASBは、今後の会議で次のことについて議論する予定である。

- (1) IAS 第19号の開示目的案を満たすために使用される情報項目
- (2) IFRS 第 13 号「公正価値測定」における開示目的、及び当該目的を満たすため に使用される情報項目

基本財務諸表

(背景)

「財務報告におけるコミュニケーションの改善」の一環である基本財務諸表プロジェ

クトでは、基本財務諸表、特に財務業績の計算書及びキャッシュ・フロー計算書に焦点を当て、財務業績の計算書における追加の小計の表示や経営者の観点から財務諸表利用者に企業の財務業績を伝える指標(経営者業績指標、Management Performance Measures; MPM)の使用に関するガイダンスの提供などについて議論している。

本プロジェクトでは、現在、公開草案の公表に向けた議論が行われている。

(今回の会議における主な論点)

今回の IASB ボード会議では、次のことについて議論された。

- 1. 基本財務諸表プロジェクトにおける IASB の暫定決定を反映するための IAS 第 34 号「期中財務報告」の考え得る修正
- 2. MPM の定義を満たす、売上総利益に類似する小計について、MPM についての開 示要求を免除すべきかどうか
- 3. キャッシュ・フロー計算書における利息及び配当の分類に関する暫定的な決定を変更すべきか
- 4. 調整後1株当たり利益の計算における分子を、定義された小計又は MPM に基づく金額に制限するように IAS 第 33 号 「1 株当たり利益」を修正すべきか
- 5. デュー・プロセスの手順及び書面投票プロセス開始の許可

(主な暫定決定事項)

- 1. IAS 第 34 号「期中財務報告」の修正 IASB は、要約期中財務諸表において企業に次のことを要求するように IAS 第 34 号を修正することを暫定的に決定した。
- (1) MPM に関する要求事項を適用する。
- (2) 適用初年度においてのみ、財務業績の計算書における小計について修正した要求事項を適用する。すなわち、企業は、新たな要求事項の適用初年度中の要約期中財務諸表において新たな小計を表示することを要求される。
- 2. MPM と売上総利益に類似する小計 IASB は、次のことを暫定的に決定した。
- (1) 「売上総利益に類似する小計」を、MPM ではない小計のリストに追加する。
- (2) そのような小計を「(ある種類の) 収益と、その収益を稼得する際に発生した直接関連費用との差額を表すもの」として記述する。
- (3) 「売上総利益に類似する」小計(正味受取利息など)及び「総利益に類似する」 とはみなせない小計の例の網羅的でないリストを提供する。

- 3. キャッシュ・フロー計算書における利息及び配当の分類 IASB は、キャッシュ・フロー計算書における利息及び配当の分類に関する暫定 決定を再確認することを暫定的に決定した。
- 4. MPM 及び調整後1株当たり利益

IASB は、調整後 1 株当たり利益の計算における分子を、定義された小計又は MPM に基づく金額に制限するように IAS 第 33 号「1 株当たり利益」を修正することを暫定的に決定した。

- 5. デュー・プロセスと書面投票プロセスの開始の許可
- (1) 公開草案について 180 日のコメント期間を設けることを決定した。
- (2) 本プロジェクトにおいて行ったデュー・プロセスの手順をレビューし、適用されるデュー・プロセスの手順に準拠したことを確認し、スタッフに書面投票のために公開草案を作成するよう指示した。
 - 2 名の IASB メンバーは、公開草案における提案に反対票を投じるかどうかを 決定する前に、詳細な文言をレビューする必要があると述べた。

(今後の予定)

スタッフは、書面投票のための公開草案を作成する予定である。

【7月25日(木)】

IBOR 改革及びその財務報告への影響

(背景)

2018年12月のIASBボード会議にて、IBOR改革「に関するプロジェクトはフェーズを2つに分け、最初にIBOR改革前に生じる可能性のある問題について取り組み、その後にIBOR改革実施時の問題について取り組むことが暫定決定された。2019年5月にIASBは、IBOR改革前の論点に対処するため、公開草案「金利指標改革(IFRS 第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品:認識及び測定」の修正案)を公表し、2019年6月17日にコメント期限が終了した。

IFRS 第9号及びIAS 第39号におけるヘッジ会計では、予定取引が適格なヘッジ対象の要件を充足するか否かの検討や、有効性に関するヘッジ会計の適格要件の充足の検討

¹ LIBOR 等のベンチマーク金利の不正操作問題を踏まえて、これらの主要な金利指標をより信頼性の高い金利指標に改革すること。LIBOR 等のベンチマーク金利は様々な金融商品で参照されており、財務報告に与える影響が多大となることが想定される。

にあたり、将来予測的な分析を要求している。IBOR を参照している契約については IBOR 改革による不確実性が当該分析に影響を与える可能性があり、その結果、企業がヘッジ会計の要件を満たさなくなる可能性がある。

このため、本公開草案では、特定のヘッジ会計の要求事項を修正して、ヘッジされるキャッシュ・フローとヘッジ手段から生じるキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないと仮定して、企業がそうしたヘッジ会計の要求事項を適用する救済措置を提供している。

(今回の会議で議論された主な論点)

IASB は、公開草案に対するフィードバックについてのスタッフの分析について議論 した。IASB は、何も決定を求められなかった。

(今後の予定)

今後の会議で、公開草案に対してコメント提出者が提起したいくつかの問題を再審議 するとともに、IBOR 改革プロジェクトの次のフェーズに関する審議を開始する。

動的リスク管理

(背景)

IASB は、資産及び負債が絶えず変動するポートフォリオ(オープン・ポートフォリオ)に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法(動的リスク管理(DRM))に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRM の会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトを進めており、2019 年中にアウトリーチを実施することを予定している。これまでの IASB のボード会議において、DRM の会計モデルのコア・モデルとして、IFRS 第9号のキャッシュフロー・ヘッジを基礎としたモデルの開発が議論されてきている。そこでは、資産プロファイルを目標プロファイルに整合させるためにデリバティブを用いることを前提とし、ヘッジの有効部分に係る公正価値の変動をその他の包括利益に計上した上で、目標プロファイルの存続期間にわたり純損益に振り替えることにより、目標プロファイルを反映した純損益を達成することが検討されている。

(今回の会議で議論された主な論点)

今回の会議では、DRM のリサーチ・プロジェクトについて、これまでに暫定決定されたコア・モデルの説明、適用上の簡素化、実務上の適用及び開示の焦点領域について議

論が行われた。

(主な暫定決定事項)

1. コア・モデルのデモンストレーション

スタッフが作成したプレゼンテーションは、DRM 会計モデルに関する IASB の暫定決定を、モデルがどのように機能するのかを示す設例とともに要約したものであった。

IASB は何も決定を求められなかった。

2. 運用上の簡素化

DRM 会計モデルの簡素化(具体的にはベンチマーク・デリバティブに焦点を当てたもの)について議論が行われた。時の経過とともに、ベンチマーク・デリバティブはデリバティブのポートフォリオとなることから、ポートフォリオの中のデリバティブの数を削減するための集約の方法を探求した。ベンチマーク・デリバティブの集約は、満期日、支払日及び金利ベースが同一である場合に認められるものとすることが暫定決定された。

- 3. 実務上の適用及び開示の焦点領域
- (1) IASBは、次のことを暫定的に決定した。
 - a. DRM 会計モデルの適用は任意とすべきである。
 - b. 開示の焦点領域(下記)を設定する。
- (2) IASB は、開示の焦点領域は、利用者が次のことを行うのを支援するものとすべきであると暫定的に決定した。
 - a. 企業のリスク管理戦略を理解し評価すること
 - b. 経営者が当該戦略を達成する能力を評価すること
 - c. 現在及び将来の経済的資源に対する影響を理解すること
 - d. モデルの適用による企業の財務諸表に対する影響を理解すること

(今後の予定)

今後の会議で、コア・モデルに関して利害関係者から意見を収集するアプローチについて議論する予定である。

(参考)

【7月23日(火)】

IASB と FASB の合同の教育セッション

(今回の会議で議論された主な論点)

FASB は、下記に関する教育セッションのために IASB と会合した。両ボードは何も決定を求められなかった。

1. FASB のセグメント報告プロジェクト

米国会計基準における Topic 280「セグメント報告」と IFRS 第8号「事業セグメント」は、コンバージェンスによりほぼ同等の基準書となっている。FASB は、Topic 280の開示を改善するためにセグメントの集約規準と開示に的を絞った改善プロジェクトを行っている。

両ボードは、FASB のプロジェクトについてのアップデートを受け、FASB が検討しているセグメント報告の的を絞った改善に対するフィードバックについて議論した。

2. IASB の基本財務諸表に関するプロジェクト及び FASB の財務業績報告に関する プロジェクト

FASB の財務業績報告に関するプロジェクトにおいては、財務業績報告書における費用の分解に焦点をあてることにより財務業績報告書の有用性を改善することを目的としている。

両ボードは、両者のプロジェクトについてアップデートを受け、議論した。両ボードは、2019年末までに公開草案を公表するという IASB の計画を聞いた。

3. IASB の資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクト及び FASB の負債と 資本の区別に関するプロジェクト

FASB の負債と資本の区別に関するプロジェクトは、負債と資本の性質を有する金融商品の会計処理の複雑性と不整合に対処することにより目的適合性のある情報の提供を目的としている。本プロジェクトでは、転換商品の会計モデル数の削減と、企業自身の株式に関する一定の契約をデリバティブの処理の適用除外とする要件の改善が提案されている。

両ボードは、FASB が当初の審議を完了し、公開草案を 2019 年末までに公表する予定であると聞いた²。両ボードは、IASB の 2018 年 6 月に公表されたディス

-

 $^{^2}$ FASB は、2019 年 7 月 31 日に ASU 案 (公開草案)「負債ー転換とその他のオプションを含む債務(サブトピック 470-20)及びデリバティブとヘッジー企業自身の持分の契約(サブトピック 815-40)」を公表した

カッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」における提案及び利害 関係者からのフィードバックの概要説明を受けた。両ボードは、両者のプロジェクトについてフィードバックを提供した。

4. IASB の IBOR 改革に関するプロジェクト及び FASB の参照金利改革に関するプロジェクト

両ボードのプロジェクトは、いずれも金利指標改革に対処するものである。 両ボードは、IASBの公開草案「金利指標改革」における提案及び利害関係者からのフィードバック及び FASB の参照金利改革プロジェクトに関する最近の暫定決定の要約の説明を受け、公開草案を 2019 年末までに公表するという FASB の予定を聞いた。

- 5. IASB ののれんと減損に関するプロジェクト及び FASB の識別可能な無形資産及 びのれんの事後の会計処理に関するプロジェクト 両ボードは、両者のプロジェクトについてのアップデートを聞き、FASB のコメント募集について議論するとともに、のれんの会計処理のさまざまな側面、特に次のことについて議論した。
- (1) 開示の質の改善
- (2) 減損のみのモデルの使用に対してののれんの償却
- (3) 減損テストの簡素化
- 6. IASB の開示に関する取組み 的を絞った基準レベルでの開示のレビューのプロジェクト及び FASB の開示フレームワーク・プロジェクト

FASB は、財務諸表利用者に対する開示の全般的な有用性を改善し、開示作成の際の企業の不要なコストを軽減する開示フレームワーク・プロジェクトの一環として、Topic 820「公正価値測定」及びSub-Topic 715-20「確定給付制度:全般」の開示要求を 2018 年 8 月に修正している。

両ボードは、従業員給付及び公正価値測定についての開示要求についての経験 及び利害関係者からのフィードバックを共有した。

両ボードは、FASB が基準書を修正したこと及び IASB が利害関係者からのフィードバックに照らして修正の可能性を検討していることを聞いた。

7. 収益認識基準 (IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び Topic 606 「顧客との契約から生じる収益」)及びリース基準 (IFRS 第 16 号「リース」及び Topic 842「リース」)の適用を支援するために両ボードが実施している活動及びそれぞれの活動に対する利害関係者のフィードバックが紹介された。

別紙 スケジュール

7月22日(月)

時間 (予定)	アジェンダ項目
10:30-12:30	中小企業向け IFRS 基準の見直しとアップデート(アジェンダ・ペーパ
	一30)(予定 120 分→ 120 分)
12:30-13:30	昼食
13:30-13:45	適用に関する事項— IFRIC アップデート (アジェンダ・ペーパー12) (予
	定 15 分→ 10 分)
13:45-14:30	負債の流動又は非流動への分類(IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修
	正) (アジェンダ・ペーパー29) (予定 45 分→ 25 分)
14:30-15:00	のれん及び減損(アジェンダ・ペーパー18)(予定 30 分- 20 分)
15:00-15:15	休憩
15:15-16:45	経営者による説明(アジェンダ・ペーパー15)(予定 90 分- 70 分)
16:45-17:00	休憩
17:00-18:15	共通支配下の企業結合 (アジェンダ・ペーパー23) (予定 75 分- 60 分)

7月24日 (水)

時間(予定)	アジェンダ項目
09:00-10:30	資本の特徴を有する金融商品(アジェンダ・ペーパー5)
	(予定 90 分→ 120 分)
10:30-10:45	休憩
10:45-12:15	料金規制対象活動(アジェンダ・ペーパー9) (予定 90 分 - 85 分)
12:15-13:15	昼食
13:45-15:15	開示に関する取組み- 的を絞った基準レベルでの開示のレビュー (ア
	ジェンダ・ペーパー11) (予定 60 分→ 65 分)
15:15-15:30	休憩
15:30-17:30	基本財務諸表(アジェンダ・ペーパー21)(予定 120 分→ 60 分)

7月25日(木)

時間(予定)	アジェンダ項目
08:30-10:00	IBOR 改革及びその財務報告への影響 (アジェンダ・ペーパー14)
	(予定 90 分→ 50 分)

10:00-12:00	動的リスク管理(アジェンダ・ペーパー4)(予定 120 分→ 70 分)
(参考)	

7月23日 (火) FASB との合同会議

時間(予定)	アジェンダ項目
09:10-09:50	セグメント報告(アジェンダ・ペーパー27)(予定 40 分- 50 分)
09:50-11:05	基本財務諸表/財務業績報告 (アジェンダ・ペーパー21) (予定 75 分→
	80分)
11:05-11:20	休憩
11:20-12:20	資本の特徴を有する金融商品/負債と資本の区別(アジェンダ・ペーパ
	一5) (予定 60 分→ 60 分)
12:20-13:35	昼食
13:35-14:35	IBOR 改革 (アジェンダ・ペーパー14) (予定 60 分→ 40 分)
14:35-15:50	のれん及び減損/識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理
	(アジェンダ・ペーパー18) (予定 75 分→ 85 分)
15:50-16:05	休憩
16:05-16:45	開示に関する取組み/開示フレームワーク (アジェンダ・ペーパー11)
	(予定 40 分→ 45 分)
16:45-17:15	適用 (アジェンダ・ペーパー12) (予定 30 分→ 30 分)

以上